入会金および会費に関する規則

（目的）

第１条 この規則は、定款第７条の規定に基づき、会員の入会金および会費に関し必要な事項を定める。

（入会金）

第２条　会員が入会するにあたり、入会金は無料とする。

（会費）

第３条　正会員及びサポート会員は、会員区分により１口あたり以下の年会費を、１口以上納入しなければならない。

会員区分	会費
大企業	１０万円／１口
中小企業	２万円／１口

２　ソリューション会員は、１口あたり以下の年会費を、該当する会員種類の口数以上納入しなければならない。

ソリューション会員の種類	大企業	中小企業
ソリューション会員	２０万円／１口	１０万円／１口
（プラットフォーム企業）	（５口=１００万円）	（５口=５０万円）
（インテグレーション企業）	（２口=４０万円）	（２口=２０万円）
（コンポーネント企業）	（１口=２０万円）	（１口=１０万円）

３　賛助会員は、１口１０万円の年会費を、１口以上納入しなければならない。

４　個人会員は、１万円の年会費を納入しなければならない。

５　学術会員の年会費は無料とする。

６　申込み時の口数は、年度ごとに変更することができる。

７　中小企業は、従業員数３００名以下又は資本金１億円以下の企業とする。

（年度途中の入会）

第４条　本会の事業年度の途中で入会または口数の追加を行った場合、半期単位で繰り上げた月数で割引計算する。

２　事業年度の途中で退会又は口数の削減を行った場合であっても、一度納入された会費は、原則として返金しない。

（請求と支払方法）

第５条　入会申し込みが受理され、理事長による承認の後、事務局は入会金及び年会費の請求書を発行する。

２　会員は、請求書発行日の翌月末日までに、指定の銀行口座に請求金額を振り込まなければならない。

附 則

１ この規則は、２０１５年６月１８日から施行する。

２ この改訂は、２０１８年９月２７日から施行する。

３ この改訂は、２０２６年４月１日から施行する。